

国民健康保険税の税率が変わります

国民健康保険税(以下、国保税)は、加入者の皆さんが病気やけがをしたとき病院での医療費や保険の給付にあてられます。国保税は国民健康保険(以下、国保)制度を支える大きな財源です。現在、本町の国保財政は大変厳しい状況にあり、令和元年度の国保税率は引き上げを行うこととなりました。

なぜ国保税率が引き上げになるの？

これまで国保は市町村単位で運営されてきましたが、国保財政の安定化、医療制度の充実のため、昨年度から都道府県も国保の運営を担うことになり、国保財政の主体は市町村から県に変わりました。新制度では、県内の各市町村が国保の運営に必要な納付金を県に支払う代わりに、市町村の医療費の支払いに必要な額は県から交付される形になりました。

本町では昨年度、制度改正による急激な負担増とならないよう配慮した税率を設定していましたが、納付金額が予想を上回り町の国保財政だけでは足りず借り入れを行うなどして不足分を補っていました。本年度は借り入れなどによらず財源を確保するため、保険税率の引き上げを実施しました。被保険者の皆さんには負担増

加となってしまうますが、皆さんが日々安心して病院にかかれるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。



国保税の納税義務者は世帯主です

国保には、扶養の概念がなく、世帯単位で加入します。世帯主が国保に加入していない場合でも、納税義務者は世帯主(※擬制世帯主)となります。国保に関連する通知なども世帯主あてに発送されます。 ※国保被保険者の属する世帯で、世帯主が国保未加入の世帯を「擬制世帯」といい、世帯主を「擬制世帯主」といいます。

医療費を大切にしましょう

医療費は近年増加傾向にあり、医療費が増えると国保の財政が圧迫されるため国保税の引き上げを行わなければなりません。医療費増加の主な原因としては、
①超高齢化社会の進行により病院にかかる機会が多いお年寄りが増えた
②医療技術の進歩により診療にかかる費用

が増えている
③生活習慣病が増え、長期治療が必要になり医療費がかさんでいる などが考えられます。今後も医療費は増加していくと予想されますが、一人一人のちょっとした心掛けで上昇を抑えることができます。

医療費節約のためのポイント！

- 「はしご受診」や「重複受診」は控えましょう
同じ病気で複数の病院にかかるとう医療費が高額になるだけでなく、薬によるトラブルを招く可能性があります。
- 緊急時以外の時間外・休日受診はなるべくさけましょう
時間外・休日に受診すると、別料金が追加されることがあります。
- 生活習慣を見直し、定期的に健診を受けるなどして健康管理をしましょう
健康診断による早期発見、早期治療をすることで病気を重症化させないようにすることが大切です。
- ジェネリック医薬品を活用しましょう
ジェネリック医薬品の価格は、新薬の2～7割程度のもが多く、ジェネリック医薬品を選ぶことで自己の負担を減らし、また医療費全体も抑えることができます。

令和元年度国民健康保険税率表

※()内は平成30年度の税率

課税方法	医療保険分	後期高齢者支援分	介護保険分
①所得割額 国保加入者の平成30年中の基準総所得金額に対し、右の割合を乗じた金額	7.64% (6.2%)	2.56% (2.0%)	2.33% (1.4%)
②均等割額 国保加入者1人ごとに課税される金額	27,200円 (21,300円)	9,000円 (6,400円)	10,300円 (6,200円)
③平等割額 1世帯ごとに課税される金額	20,800円 (17,800円)	6,900円 (5,400円)	5,300円 (4,000円)
①②③の合計額が令和元年度の国保税額となります。ただし、右の金額が賦課限度額となり、それ以上に課税されることはありません。	61万円 (58万円)	19万円 (19万円)	16万円 (16万円)

※「基準総所得金額」とは、平成30年中の総所得金額の合計額から33万円(基礎控除)を控除した金額をいいます。
※世帯内の国保加入者の所得割額、均等割額、平等割額(世帯)の合計が世帯での国保税額になります。また、加入者の年齢によって課税される区分が変わります。

40歳未満	医療保険分+後期高齢者支援分
40歳以上 65歳未満	医療保険分+後期高齢者支援分+介護保険分
65歳以上 75歳未満	医療保険分+後期高齢者支援分+介護保険料(※)

※65歳以上の人の場合、介護保険料は、原則として年金から天引き

異動の届け出はお早めに！

異動(加入・脱退など)があった場合は、異動があった日から14日以内に役場に届け出て下さい。世帯に異動があった場合は、届け出のあった翌月に新たな国保税を計算し、税額の通知(変更通知)を送付します。また、他の健康保険に加入した場合なども、国保脱退の届け出が必要です。

所得の申告を忘れずに！

国保税の決定や軽減、入院時の食事代、※高額療養費の算出にあたっては、国保加入者(擬制世帯主を含む)全員の所得申告が必要です。高額療養費は世帯単位で計算されますので、国保加入者の中に1人でも未申告の人がいると上位所得者にみなされて計算されます。申告をしていない人がいる世帯は必ず申告をしてください。

なお、世帯の所得合計額が一定基準以下のときには、国保税が軽減されます。 ※医療機関や薬局の窓口で支払った額が、暦月(月の初め

保険証の再交付には1週間かかります



から終わりまで)で一定額(自己負担限度額)を超えた場合にその超えた金額が後日支給される制度です。

保険証を紛失してしまったときは、町民生活課窓口で再交付手続きをすることができます。なお、保険証が再交付されるまでには1週間ほどかかります。

再交付申請の際に、引換書をお渡しし、1週間後に保険証と引換書を交換します。申請から再交付までの間に医療機関にかかりたい場合、申請者が国保の加入者である証明書をお渡しすることができますので、窓口にお申し出ください。

また、保険証の再交付申請には、印鑑が必要になりますので、必ずお持ちください。

▼問い合わせ先

町民生活課 国保年金係
☎(62)2114